

Title	十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について
Sub Title	On the trade of the Spanish ships between Japan and the Philippines in the early seventeenth century
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.1 (1972. 9) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	<p>In the beginning of the seventeenth century, the trade between Japan and the Philippines by the Spanish ships had been flourishing. Manila became the center of the commerce in the Far East, and the entrepot of the Chinese silk, which the Japanese coveted. Selling it to the Japanese, the Spanish bought flour, salted fish and meat, arms and so on from Japan. The King of Spain gave support to the development of this trade. Ieyasu favoured the Spanish, in order not only to import silk but also to gain the technique of silver-mine exploitation and its refining from them. And the missionary works of the Spanish friars gave a good influence to the development of the trade. Though the exact amount of the trade cannot be clarified, it was as much as to make the Portuguese and the Jesuits feel fear. The pancada-the lump purchase system-had been the Portuguese and the Spanish own way of trade. But the Spanish did not want to practise this pancada system in Japan, on the contrary to the Portuguese. Because their commercial situation did not allow them to do it. Therefore, in order to give damage to the Spanish, the Portuguese demanded the Edo Bakufu to give them order to follow this system, which they naturally resisted. The Bakufu tried to resolve this problem from a point of view of its interest, and accepted the demand of Portugal. But few years later, the Japanese Government could not help permitting the Spanish to do a free trade, in the circumstances of the foreign trade surrounding Japan at the time.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン

貿易について

高瀬 弘一郎

十七世紀初頭におけるわが国とスペインの間の交渉の内、貿易に関しては従来ほとんど研究の対象としてとり上げられていない。⁽¹⁾ 即ち、日本とスペインの間の交通は主として宗教の面で行われ、貿易取引の上では取るに足りないものであった、というような考え方が一般に行われてきている。確かにわが国との交易が行われた期間の点では、ポルトガルやオランダなどとは比較にならない程短期間で終わってしまっており、この意味からスペイン人の対日貿易が軽視されるのもやむをえないかも知れない。しかしながら、仮令期間は短かかったかも知れないが、十七世紀の初頭においては、スペイン船の対日貿易は相当な規模に上っており、それは、当時わが国の市場をめぐる競い合っていた各国の競争の上に、また江戸幕府の対外政策が決定されてゆく過程において、そして殊にポルトガル人が行っていたパンカダ取引との関連等の面で、かなり重要な意味を持っていると言わなければならない。

以下、僅かながら関係の教会史料などを紹介して、この時期のスペイン貿易について取り上げてみたい。

二

この当時のスペイン人の対日貿易には、いろいろな問題がからんでいた。その一つに、マカオのポルトガル商人やポルトガル系イエズス会士との間の抗争があった。勿論競争相手としては、もうその項には中国船やわが国の朱印船も当然挙げなければならぬ。しかし、カトリック布教と貿易が相提携して進められていた当時のイベリヤ両国の海外活動の性格から考えて、日本布教をめぐるイエズス会とスペイン系托鉢修道会との間の反目がからんだこの両国の利害の対立こそ、マニラの対日貿易に関連して最も重視しなければならぬ問題であろう。そして事実、当時のスペイン貿易について明らかにするためには、この意味で競争相手であったイエズス会士の記録に依存しなければならないところが大きいのが実情である。

イエズス会あるいはポルトガル側が托鉢修道士の日本布教に強く反対した主な理由の一つは、宣教師の渡来に伴ってフィリピンから日本にスペインの貿易船が来航するようになり、そのためにマカオを基地に日本と貿易を行っていたポルトガル人が打撃をうけることになるのを憂慮した点であった。例えば、一六〇八年十月十五日付で長崎からイエズス会士である司教セルケイラがイエズス会総会長補佐ジョアン・アルヴァレスに宛てた書翰に次のような一節がある。

「托鉢修道士達が日本に渡来することによって、多くの所で聖職者に不足し、国王陛下への奉仕という面でも何ら平和を促進することにならないし、またこの日本の教会の平穩に益さない。そしてそれに劣らず、ポルトガル王室やインド領国、及び国王陛下がそこで有する税関にとって大きな害が及んでいる。彼等は恰もわがもの顔に日毎に日本貿易を奪っており、これは非常に増大しつつあるので、もしも国王陛下が有効な方策でもってそれを阻止しないと、マカオが——そしてそこを通してインド領国が——日本との間に行っている貿易は全く終息してしまうか、又は減少していった、全面的に

日本貿易に依存しているかのマカオ市を維持することが出来なくなってしまうであろう。⁽²⁾

日本布教をイエズス会のみ認めるか、スペイン系の托鉢修道士にも許すのかといった、教皇の勅書をめぐる問題についてはここでは深入りしないが、イエズス会側の激しい抵抗の甲斐もなく、一六〇八年六月十一日付で教皇パウルス五世の小勅書 *Sedis Apostolicae providentia* が発布され、いかなる経路をとろうとスペイン系修道士が日本に渡来して布教を行うことが許された。⁽³⁾ 托鉢修道士の日本渡来は、勿論この小勅書とは関係なしに進められてきていたが、それでもこの小勅書によって、彼等の日本での布教活動が公認されたという意義は大きい。このような布教活動の上の問題とともに、この小勅書が発布された当時は、フィリピンからスペインの貿易船がわが国に渡来することが漸く頻繁になり、貿易量もポルトガル人にとって脅威となるほど増大していた情勢であった、ということも注目しなければならない。十七世紀に入って、マニラからわが国に渡来するスペイン船による貿易がいかに大規模なものとなったかは、そのような事態を憂えて記述したイエズス会士の数多くの記録から推測することが出来る。前引の司教セルケイラの書翰もその例であるが、これ以外にも同司教は、ポルトガルの国家的利害と緊密に結びついた自分の立場を露わにして、スペイン人の日本貿易を阻止するために懸命のキャンペーンを行っている。⁽⁴⁾

即ち、一六〇六年三月十日付で長崎からスペイン政庁にプロクラドールとして詰める同僚のアントニオ・コラソに宛て書送った書翰の中で次のように述べている。

「このフィリピンと日本の間の貿易は大規模に開かれつつあり、もしも国王陛下がそれに対して対策を講じなければ、ポルトガル人が中国経由で日本と行っている貿易はまたたくまに完全に終息してしまうか、又は大巾に減少するに相違ない、ということ、尊師にいくら強調してもしすぎることはない。このポルトガル人の日本貿易は、日本キリスト教界とマカオ市の維持のため、及び東インド領国全体の利益、陛下が同領国において有する関税収入の維持のために非常に重要

なので、私は自分の義務として常にこの件についてマカオ市・インド副王、及び国王陛下に警告しなければならない。⁽⁵⁾」
また一六〇七年三月一日付長崎発、ジョアン・アルヴァレス宛て書翰では、次のように記述している。

「マニラの対日貿易——それはこれらの托鉢修道士が手引をしたものであって、彼等はこの日本キリスト教界の中に定着することをはかつて、いろいろな土地に多くの船を向寄せた——は非常に増大しているので、大いに恐れるべきである。既に経験によって充分明らかになっているが、もしもこれを阻止しないと、ポルトガル人が日本に対して有するものが終息してしまうか、又は大部分減じてしまうに相違ない。⁽⁶⁾」

さらに、一六〇八年三月五日付長崎発の、アントニオ・コラソ宛ての書翰の中では次のように訴えている。

「(昨年十一月に尊師と陛下に詳しく書送ったので)従って今新たに認めるべきことは少ないが、現在一艘のジャンクがマカオに向け出帆し、また何艘かの貿易船がマニラに向け出帆するに当り、私はこれら二つの経路によって再び自分の義務を果たしたいと思う。十一月から現在までに、当地にポルトガル人とマニラのスペイン人が一緒にいることが原因で、争いやさらに殺人事件までもが続いて発生している。それというのも、彼等スペイン人が、インド領国やポルトガル王室に勅令が与えられているにも拘らず、それを犯して当地に取引に来る許りか、この貿易をわがものにしつつあるからである。このため私は、遠からずポルトガル人がこの日本貿易を失うことになるに相違ないと思う。これらマニラの人々が当地でわれわれに加えている煩わしさや難儀については、尊師に説明する術がない程である。⁽⁷⁾」

司教はこのように述べて、世俗者の貿易と修道士の渡来の両方について、このマニラの日本に対する門戸を鎖すべくポルトガルのインド審議会などに働きかけるように求めている。⁽⁸⁾

セルケイラはさらにその翌年の一六〇九年にも、十月十日付長崎発の書翰で次のように国王に述べている。

「何年か前からマニラと日本の間で開かれている貿易については、既に陛下に何度も書送ったが、陛下の勅令に反して

この貿易は日毎に増大の一途をたどっている。このため中国国内のマカオ市を通して東インド領国が日本と行っている貿易が、大きな打撃をこうむっている。(中略)

もしも陛下がこのマニラ・日本間の貿易を絶つか、又は少く共それを適当に制限し、同時にその管理の仕方について命令を下すことをしないならば、その他の重大なくつかの不都合もさることながら、ポルトガル人とインド領国が、この貿易をまたたくまに完全に奪われてしまうのは確かである。現在既にそれを大部分奪われているのである。⁽⁹⁾

さらに司教は、一六一三年三月二十日付長崎発の書翰でも、国王に向って次のように訴えている。

「マニラのスペイン人が、毎年必らず頻繁に大量の商品を搭載して日本に渡来することにより、このマカオ貿易が大いに失われることになった、ということについては、既に屢々陛下に書送った通りである。日本はこれ程大量の商品に対する購買能力はない。もしも事がこのように日本人のやり方で続けられてゆくと、陛下の家臣達の儲けが失われてしまうであらう。マニラ貿易を若干制限することが必要である。⁽¹⁰⁾」

日本・マニラ間の貿易の拡大を憂慮したのが司教セルケイラ一人でなかったことは言うまでもない。ポルトガル人イエズス会士ジョアン・ロドリゲス・ジランも一六一二年五月十日付長崎発、総会長補佐アントニオ・マスカレーニャス宛ての書翰で次のように記述している。

「托鉢修道士が現在のよう日本に渡来して滞在し、そしてスペイン人が日本と貿易関係を持つことによって、ポルトガル人の日本貿易と靈魂救済の事業が減少してゆくのは大変遺憾なことである。⁽¹¹⁾」

このように貿易と布教の両面で日本とフィリピンの間の交通がさかになる趨勢にあった折から、パウルス五世の小勅書が發布されたことは、日本イエズス会とポルトガル側にとって重大な打撃であったに相違ない。ジョアン・ロドリゲス・ジランは、右の書翰の中でさらに次のように続けている。

「尊師もよくご存知に相違ないが、托鉢修道士達は、いかなる経路からでも日本に渡来することが出来るように、国王陛下の手を経て教皇から小勅書を獲得した。このため彼等は、従来通常行ってきたようにフィリピンを経て当地に渡来した許りでなく、一艘のスペイン船でヌエバ・エスパニーヤからも渡来した。(中略)そういうわけで彼等托鉢修道士はわれわれに勝った。言わばわれわれからこの日本キリスト教界とポルトガル人の事業を奪った。そして上述の経路を通じて当地に多数の貿易船を送って来ることによって、このポルトガル人の日本貿易を妨げている。」⁽¹²⁾

このように日本イエズス会関係者は、本国の政庁やローマのイエズス会本部等に、貿易と布教の面で日本とフィリピンの間の交通がさかんになることが、長崎・マカオ間のポルトガル貿易をそこない、イエズス会の日本布教を妨害するものであるということを繰り返し訴えて、それを禁止又は少く共制限する措置をとってくれるよう強く要請している。⁽¹³⁾

一方このような要請をうけたスペイン国王(兼ポルトガル国王)は、一体どのような態度をとったかと言うと、一六〇八年にパウルス五世の小勅書が發布されたことの裏には、同国王の意向が反映していたことは言うまでもない。即ち、国王は一五八六年以来何度にもわたって東インドと西インドの間の貿易を禁止する勅令を發布しており、今ここで取上げている時期について言えば、一六〇八年と一六一三年にも同じ趣旨の勅令が發布されているが、⁽¹⁴⁾これは主としてフィリピンとマカオの間の貿易について問題にしたものであって、ことわが国とマニラの間の交易については、一六一〇年七月二十五日付の勅令によってこれを許可している。⁽¹⁵⁾

また一六一二年十月二十六日付長崎発、ヴァレンティン・カルヴァーリヨの総会長アクワヴィーヴァ宛ての書翰に、「マニラと日本の間の貿易を妨げないよう、国王陛下がポルトガルのインド審議会に警告をしたということを、パードレ・アントニオ・コラソが私に書送って来た。」⁽¹⁶⁾と見えており、スペイン国王が自国民の利益のために背後でこれを支援していたことがわかる。

十七世紀初頭になってわが国とフィリピンの間の貿易量が増大した背景としては、このようなスペイン国王の態度や、托鉢修道士による日本布教の進展といったような事情も無関係ではないが、それよりも、当時の極東商業圏においてマニラが占めた位置や、日本政府がスペイン貿易に対してとった政策、さらには日本貿易に対するフィリピン側の思惑やその利益の如何といったような問題に目を向けなければならぬであろう。

抑マカオのポルトガル人は、マニラのスペイン人或いはその他の外国人が中国沿岸に渡来して交渉をもつことに強く反対したが、それは次のような理由によるものであった。

第一に、日本とマカオの間の貿易の独占を堅持しようとしたためである。この、中国産の生糸と日本産の銀の交易を主とした仲介貿易によってポルトガル人は莫大な額の利益を上げ、それは単にマカオの財政だけでなく、極東のカトリック布教事業、そして少し誇張して言うならポルトガル領インド全体が経済的にこれに依存するところ少くなかったと言ってもよい程、彼等にとって重要な財源であった。

第二に、ポルトガル人は、スペイン人がヌエバ・エスパニーヤやペルーで産出する金・銀を大量に中国にもたらして、中国商品の価格をつり上げることがを憂慮した。⁽¹⁷⁾

第三に、彼等はスペイン人と中国人の間の交易の仲介者としての地位を独占することを望んだ。このため、これら両国民が直接交渉を持つようになることを極力阻止しようとした。ポルトガル人は中国の関係者に対して、スペイン人の中国貿易を禁止するよう強く要求した。⁽¹⁸⁾

このようないくつかの理由から、マカオのポルトガル人はフィリピン・中国間の交易にあくまで反対した。このような中

にあって本国政府の態度はどうであったかというところ、一五八一年四月にポルトガル国王に即位してこれを併合したスペイン国王フェリペ二世は、併合に当りポルトガル側に対して、「インド・ギネーその他既に発見され、また将来発見されるポルトガル王国領の貿易については、現状に変更を加えず、ポルトガル王国の所有するところとし、そしてその貿易にたずさわる役人はポルトガル人、船はポルトガル船を用いて航海すべきものとする。」⁽¹⁹⁾と、ポルトガル領インドにおけるポルトガルの利権に対してはスペイン側は一切干渉しない旨の約束を行っており、その後もポルトガル側から繰り返し行われた要請⁽²⁰⁾に依りて、一五八六年から一六三六年にかけて何回にもわたり、東・西両インドの間の貿易を禁止する旨の勅令を發布している。先に述べた通り、この東・西両インドの間の貿易の禁止ということは、フィリピンのスペイン人が中国で交易するのを禁止する、ということに主眼が置かれていたと言ってよい。そして、このようにポルトガル人の要請によって繰り返し発布された勅令は、マカオのポルトガル人自身によって犯されていったが、それよりも中国船によるフィリピン貿易が大規模に行われるようになった。殊に一五八一―二年を境に中国船によるフィリピン貿易の規模は急増した。⁽²³⁾そして十七世紀冒頭には、広東・漳州・福州の中国船が年に三―四〇艘マニラに渡航していたと言われる。⁽²⁴⁾中国船がマニラにもたらした主な輸出品は生糸・絹織物等⁽²⁵⁾で、輸入品は新大陸から送られて来た金・銀やフィリピンの農産物などであった。⁽²⁶⁾ポルトガル人自身がマニラに渡航して交易することも多くなり、殊に一六一九年以後はそれが著しく、毎年ポルトガル人の来航をみるようになった。⁽²⁷⁾マニラとヌエバ・エスパニーヤの間の交易は、これらの中国船やポルトガル船がもたらす生糸などの中国商品を、新大陸に輸出する形で行われる有様であった。⁽²⁸⁾中国船とポルトガル船のマニラにおける貿易量についてであるが、前者は十六世紀末にマニラで三〇万ペソの商いをし、⁽²⁹⁾また後者は一六二〇年には一〇艘のポルトガル船がマニラに渡り、その六年後には一艘に五〇万ペソ以上もの商品が搭載されていた。一六三〇年にはマカオからフィリピンへの輸出額は一五〇万ペソにも上ったという。⁽³⁰⁾

このようにフィリピンと中国大陸の間の貿易がこの時期に増大し、そしてマニラが中国・日本・シヤム・カンボジャ・ボルネオ・モルツカ諸島・マラッカ等を包括する東アジアの商業圏の中心地となつた理由⁽³¹⁾としては、次のような点を指摘することが出来る。

一、フェリペ二世がフィリピンの征服・支配に対しては、かつて新大陸において行われたところと異なり、比較的穏やかで慎重な手段をとつたこと、原住民の間に強力な中央勢力がなかったこと、カトリックへの改宗が徹底したこと等により、島内がスペイン支配下に比較的安定していた。

二、新大陸から金・銀が大量にマニラにもたらされた。

三、マニラ・カビテの港湾施設が完備していた。

四、ルソン島の中央平原で米の生産がさかに行われた。

五、フィリピンとマカオの間の交易は勅令で禁止されていたといつても、軍事及び政治の面ではオランダ・イギリスの勢力に対抗して、これら極東におけるイベリヤ両国民は結束しなればならなかつた⁽³²⁾。

要するに十六世紀末から十七世紀初にかけては、マニラには中国産の生糸が相当大量に集積されていたと言ふことが出来る。このようにその当時日本人の垂涎した中国産生糸がマニラに集積されていたとなると、次に問題になるのは、わが国からフィリピンに何を輸出したのかという点であるが、スペイン人の場合、マカオのポルトガル人と違って日本産の銀を求めた筈がない。それよりも彼等がわが国に求めた品は、小麦粉・塩づけの肉や魚といった食料品・豪華な絹織物・武器・漆器等であつた⁽³³⁾。これらの品はフィリピンで使用・消費されたり、また特に塩づけの肉・魚等は、ヌエバ・エスパニヤへの航海のための食料品として利用されたりした⁽³⁴⁾。

このように、当時フィリピンのスペイン人とわが国の間には交易がなり立つ需要と供給の関係が出来上つていたことに

なるが、しかしこの貿易が十七世紀に入ってきたかんになった理由として今一つ忘れてはならないことは、家康がスペインとの交通を強く望んでいたという点である。家康は既に関ヶ原役以前の1598年末にフランシスコ会士ジェロニモ・デ・ジェズスを引見して、スペイン船の渡来と銀山開発の技術の伝授について斡旋を依頼しており、⁽³⁵⁾慶長六年(1601)十月にはフィリピン総督に宛て友好的な通商関係の確立を説いた書翰を送り、⁽³⁶⁾翌慶長七年八月にも同総督に書状を送って、秩序正しい貿易関係の樹立を強調している。⁽³⁷⁾また同じ1602年にカビテ港を発ったスペイン船エスピリツ・サント号が土佐国に漂着した時も、同船が現地の私船の襲撃をうけて逃亡した後、とりのこされたスペイン人達を暖かく保護してマニラに送りかえした許りか、この種の事件の再発を防ぐために、彼等に朱印状を交付している。⁽³⁸⁾この時家康が与えた朱印状は、在日イエズス会士によってポルトガル語に翻訳されてフィリピンに送られたが、それが正確な翻訳であることをポルトガル人司教ルイス・セルケイラが証明し、そして司教の書記フランシスコ・ダ・コスタが記述した写しがマドリード王立史学士院図書館に架蔵されている。⁽³⁹⁾これは既にふるく村上直次郎博士によって紹介されている。⁽⁴⁰⁾即ち次の通りである。

「外国人商人に対し日本に於いて遵守さるべき法令

一、外国船が暴風のため日本のいずれかの領国或いは港に入る場合、いかなる船荷も没収しないことを命ずる。
 一、船の積荷の売買に於いては、いかなる強制がなされることも固く禁止する。乗船していた商人にとり、碇泊港が適当でない場合は、取引き希望地に移り自由に売買することを認める。

一、普通の場合、外国人は日本中どこにでも居住することを認める。然し、外国の法を持ち込むことは固く禁止する。

慶長七年九月

朱印

ドン・ペドロ・デ・アクーニャ殿⁽⁴¹⁾

この朱印状はとくにスペイン人だけを対象にしているとは言えないが、これを彼等に与えたことは、家康が他国の人々と同様にスペイン人も友好的な関係をもちたいという自分の意向をはっきり表明したものと考えてよいと思う。

その後も家康は、折ある毎にスペイン人との間に友好的な通商関係を確立・維持するために、いろいろ彼等に配慮するところが大きかったが、このような、秀吉とは違って変った家康の友好的な態度に、マニラ側の日本に対する警戒の気持もかなり和らいでいったようである。例えば、一六〇〇年にフィリピン総督ドン・フランシスコ・テリーヨがスペイン国王に書送った書翰に次のように記述されている。

「当書簡でご報告申し上げますのでおわかりになることと存じますが、フィリピンに対する日本の状態はかつてない程よい状態でございます。日本の支配者で関東の王、内府様 Dayfusama は、イスパニア人との通商に心が傾いているようですし、日本に於いてこの通商が望まれております。そして、このことに関して言いうることは、内府様は六十才であります⁽⁴²⁾が、生存中は友好関係が約束されていることとあります。」

また一六〇四年七月十五日付マニラ発、フィリピン総督ドン・ペドロ・デ・アクーニャの国王宛て書翰には次のような記述が見られる。

「日本国王との平和と友好は継続しており、同国王の希望と要請にしたがって昨年私がかの王国に送った陛下の貿易船は、陛下に書送ったように安全に帰着し、火薬・弾丸・鉄、及び釘をもたらした。これらはサングレイとの戦いに大量に消費したので、王庫にとって大いに必要としていたものである。その外に小麦粉を大量にもたらした。これはいくらかねを払っても品がない時に届いたので、当地にとって裨益するところ多大であった。さらに運賃から三分の一又は四分の一の割合で徴収が行われ、それによって貿易船の派遣に要する経費の一部をうめることが出来る。またこのような措置によ

って、日本の海賊が常に当地の沿岸を襲って略奪を働くことからひき起される騒擾を避けることが出来る。というのは国王がそれを禁止し、何人も許可なしにその王国から当地に来ることを、重罪の下に禁じたからである。⁽⁴³⁾

このように、日本政府がマニラに対して友好的な態度をとったために、日本においてスペイン人が平穩裡に交易を行うことが出来、そしてその取引はスペイン側にとっても満足すべきものであること等が、本国国王に報告されている。

このようなマニラ当局のわが国に対する見方は、一五八〇年代及び九〇年代の、日本人海賊がフィリピン沿岸を荒し、秀吉のフィリピン招撫が行われ、そしてサン||フェリペ号事件・二十六聖人殉教の事件などが相次いだ当時におけるそれ⁽⁴⁴⁾と比較すると、そこに顕著な差異が見られる。

以上述べたように、十七世紀初頭になると、マニラが東アジアにおける商業圏の中心地となり、殊に日本人が垂涎した中国産生糸が大量に集積されていたこと、フィリピンのスペイン人もわが国に食糧や武器・軍需品を求めていたこと、そして本国のスペイン国王もフィリピンと日本との交易の促進には理解を示していたこと、さらに家康もスペイン貿易の拡大を願い、秀吉とはうって変って、日本人海賊の取締り・スペイン船に対する自由な取引の保証・漂着船の保護等、マニラ側に対して努めて友好的な態度を示したこと等々、彼我の間の交易がさかんになる条件が整ったと言える。

四

それでは、十七世紀初頭におけるわが国とマニラの間の貿易について、どの程度の事実がわかるかという点、まずわが国に渡来したスペイン船の数や貿易量については、それが相当な数量に上ったであろうことは判っても、その正確な数字を史料にもとづいて挙げることは極めて困難であると言ってよい。以下、その貿易の規模について、私が蒐集した史料を出来るだけ挙げてみたい。

一六〇二年に、フィリピン総督の家康宛て書翰⁽⁴⁵⁾をつんだ小船が関東を目指して派遣され、結局豊後の港に入ったということが知られているが、同船の取引の有様については判らない。⁽⁴⁶⁾

一六〇四年七月十五日付でマニラから総督ドン・ペドロ・デ・アクーニャが本国国王に書送った前引の書翰に、「⁽⁴⁷⁾国王の希望と要請にしたがって昨年私がかの王国に送った陛下の貿易船は安全に帰着し、火薬・弾丸・鉄、及び釘をもたらした。(中略)その外に小麦粉を大量にもたらした。」とあり、一六〇三年にスペイン船が渡来したことがわかるが、舶来品等については知ることが出来ない。

一六〇六年三月十日付長崎発、司教セルケイラのアントニオ・コラソ宛て書翰には次のように記述されている。

「昨年マニラから大量の生糸その他の商品が日本にもたらされたので、ポルトガル人の商品が甚大な損害を蒙り、ナウ船は生糸その他の商品を妥当な値で売ることが出来ないために、今年日本で越冬するかも知れないという危険があった。しかし結局は間もなく取引が成立し、商品を妥当な価格で売ってこの三月中に出帆することが出来るものと思う。尊師から、ポルトガルのインド審議會の人々によく伝えてほしい。というのは、このことは非常に重要だからである。しかも、これ程大規模に日本との貿易をすることは、マニラの共通の利益にもならないからである。なぜなら、スペイン人達も、もたらした生糸その他の商品がナウ船のために大巾に値を下げられ、儲けが少なかったために、余り満足しないで戻ったからである。」⁽⁴⁸⁾

このセルケイラの書翰によって、一六〇五年には、ポルトガル船の生糸の売れ行きにまで影響を与える程の大量の生糸が、スペイン船によってもたらされたことが判る。

同じことは翌一六〇六年についても言える。即ち一六〇七年三月一日付長崎発、セルケイラのジョアン・アルヴァレス宛ての書翰に次のように見えている。

「マニラから大量の生糸がもたらされたのは昨一六〇六年のモンズーンによってであった。それが多量であったので、マカオからもたらされた生糸の価格が非常に下落し、消息通はマカオ市の損失は五万タエル以上に上ることになるう、と述べている。⁽⁴⁹⁾」

また一六〇七年にゴア市が国王に書送った書翰にも、次のように記述されている。

「昨年マニラから生糸を積んだ七・八艘の船を日本に送った。これに対してポルトガル人が日本に送るのは、生糸のみを搭載して航海をするカピタンのナウ船にすぎない。この生糸は中国の住民にとって生活の糧であり、これによって航海の収入がえられる。もしもマニラからの生糸の舶載を阻止しないならば、毎年大量にもたらされてその価格が下落し、そのためになれわれのナウ船の航海は不要になってしまふであろう。⁽⁵⁰⁾」

右に引用した二通の文書により、一六〇六年にはフィリピンから七・八艘ものスペイン船が日本に向け渡航したこと、そしてそれによって大量の生糸がわが国にもたらされたので生糸相場が下落し、ポルトガル側が損失を蒙ることになった、という事情を知ることが出来る。

さらに一六〇九年について見てみると、この年の十月十日付で長崎からセルケイラが国王に書送った書翰には、次のように記述されている。

「マニラのスペイン人は、今年マカオからナウ船が日本に渡来したことを知らなかった筈がないのに、マカオからの舶来品と同じ商品を搭載した貿易船が五艘、マニラから渡来した。それらは生糸・絹織物・毛織物その他の商品であった。即ち一艘は小型のナウ船で、このところ毎年陛下のナウ船という名目で日本に渡来しているものである。これは何らかの軍需品を求めて渡来したに相違なかった。(中略) 外にマニラの何人かの住民の私船である小型の船——又はフラガータ船——が一艘と、三艘の普通の船——内一艘はかなり大きかった——が渡来した。商品を搭載した貿易船がこんなに沢山

渡来しては、マカオからもたらされる商品許りか、マニラからのものについても、その価格を著しく下落させる。したがってマニラのスペイン人もマカオのポルトガル人も妥当な利益をうる事が出来ない⁽⁵¹⁾。」

この記述から、一六〇九年にはマニラから生糸・絹織物などを搭載したスペイン船が五艘もわが国に渡来し、これがためにポルトガル人とスペイン人の双方の利を薄くする破目になったことだけでなく、一艘の小型ナウ船はこのところ毎年日本に渡来する、と記述されているところから、前掲の史料から判る一六〇六年のスペイン船の来航につづいて、一六〇七年と一六〇八年にもスペイン船が生糸等を積んでわが国に渡来していたことが推定出来る。

その後一六一〇年については、同年七月十六日付カビテ発、フィリピン総督ドン・ファン・デ・シルバの国王宛て書翰の中に、「今年私は陛下の貿易船も個人の貿易船も日本に送ることを望まなかつた⁽⁵²⁾。」とあり、この年にはマニラからのスペイン船の日本渡来がなかったことが判る。

つづく一六一一年については判らないが、翌一六一二年の取引については、一六一三年三月二十日付長崎発、セルケイラの国王宛て書翰に次のように記述されている。

「(一六一二年に渡来したマカオのナウ船は) 妥当な価格で商品売って既に中国に帰航した。尤も、主要な商品である生糸のパンカダ価格は、期待されたよりも安値であった。しかし、さるモンズーンではこのナウ船の生糸以外にも、マニラから大量に生糸がもたらされたので、これ以上の価格は不可能であつた⁽⁵³⁾。」

この記事は、一六一二年即ちノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件のために中断した長崎・マカオ間の貿易が再開して、最初の取引が行われた年に、マニラからも大量の生糸がもたらされて、ポルトガル船の生糸のパンカダ価格にも影響を及ぼしたことを伝えている。

以上、結局はつきりした数量は判らないままではあるが、十七世紀初頭に行われたマニラのスペイン船の日本貿易につ

いて、その大凡の趨勢を述べてみた。その後スペイン船の渡来が幕府によって禁止される一六二四年に至るまでの、スペイン貿易の状況については、これを明らかにする史料を見出すことが出来なかった。

五

十七世紀初頭において日本・マニラ間の生糸貿易が相当な規模で行われたことは間違いないとなると、次に問題になるのは、スペイン船がもたらした生糸のわが国における取引の方法である。ポルトガル人は既にふるくから、長崎で生糸を日本側に売渡す際にパンカダ価格による一括販売の商法をとってきたが、これに対してマニラのスペイン人はわが国でどのような販売仕法をとったものかは興味深い問題であるので、この点について少し触れてみたい。この頃の外国貿易を取扱ったいろいろな研究文献を見ても、スペイン船については、幕府は自由な取引を許したとか、スペイン人も他国の商人と同様幕府の権力の前に不利な商法を強いられたとか、さらにはスペイン貿易は量的にとるにたりないとして無視してかかるなど、様々な記述が行われている。時期的には確かに短期間にすぎなかったとはいえ、スペイン貿易を頭から無視する考え方などは論外としても、肝心のその商法に関しては、これまでに必ずしもはっきりしたがたが示されているとは言えないと思う。そこでこの点についていささか言及してみたいが、その前に「パンカダ」 *pancada* という商法について少し述べておきたい。

パンカダというのはポルトガル人やスペイン人の間で行われてきた商法で、各商人が個々に商いをするのではなく、売手と買手の双方が夫々一つにまとまって代表を立て、この双方の代表の間で売買価格の交渉を行い、その価格で商品を一括して取引するものである。また、このような商法を意味するところから転じて、さらにその一括取引の価格という意味でもこの語が用いられた。この商法には、当然いろいろな利害得失が伴うことが考えられるわけで、売手の側の利点とし

ては、

一、全体又は大部分の商品を統制の下に一括して販売するために、その商品に対する買手の側の需要に応じて商う商品の量を加減することによって、供給過剰からくる価格の下落を防ぐことが出来た。

二、季節風によって航海の時期を制約された貿易船によって取引を行う場合には、限られた期間に大量の商品を売却する上で、この商法は有利であった。

三、これは買手についても同じことが言えるであろうが、売手と買手の双方が夫々少数の代表を出し、彼等の間で、通訳或いは仲介者を介して取引の交渉を行うことは、言語や習慣が異なる土地でスムーズに商談を進める上で有効であり、これはまた、そのような土地で商人が個別に取引交渉をすることからとかく生じがちな厄介な紛争を防ぐことにもなった。等の点が指摘出来るであろう。

一方、買手の側の利点としては、商品の入手を望む大勢の商人によって競買が行われ、価格がつり上げられるのを防止出来たという点があげられるであろう。

このようにパンカダ商法は、売手と買手の双方にとって、共通の、或いは夫々異なる思惑にもとづく利点があり、当然そこには、一方の利は他方にとっては不利を意味するといった面もあるわけで、取引を行う上でこの商法を用いるかどうかは、その土地における売手と買手双方の利害にもとづく思惑から決定されることであった。即ち、当時ポルトガル人やスペイン人が極東で貿易を行う場合にしても、あらゆる土地におけるすべての取引にパンカダ商法を用いたというわけではなく、その土地における取引の事情にもとづき、利害を判断した上で、パンカダ商法によるか否かを決めたのである。例えば、ポルトガル人は日本においては初期の頃からパンカダによって貿易を行っていたが、これがマニラにおいては、マカオから渡航したポルトガル人は、スペイン側が彼等との取引にパンカダ商法を適用しようとしたにも拘らず、それに

反対し、この仕法をとることに抵抗した。⁽⁵⁴⁾

ところで、わが国においては、右に述べたようにポルトガル人は初期の頃から独自の判断によってパンカダ商法を適用し、また日本の側でもこれにに応じてきたわけであるが、後になって他国の商人が貿易に参加するようになる、当然の成行として、同じ生糸を売買するにしても、パンカダ仕法によって取引をするポルトガル人とそうでない他国の商人とでは、販売価格に差異が生じ、この点が問題となった。十七世紀初頭について言えば、スペインなど他国の商人も対日貿易に参加して、ポルトガル人に脅威を与えることにはなかったが、しかしまだこの当時は、良質の中国産生糸を最も大量に日本にもたらすことが出来た安定した供給者としてのポルトガル人の地位が一挙にゆらいだとは言えない。ポルトガル人がわが国にもたらす生糸が他国の商人にくらべて最も量が多かったことは確かであろう。そこで価格の点であるが、ポルトガル人がわが国に生糸を売る値段が、他国の商人の売値にくらべて比較的安かったことは、従来いろいろな研究論文で引用されて来ているオランダ側の史料やスペイン人の記録などから明らかになる。⁽⁵⁵⁾そしてこのことは、ポルトガル商人は大量の生糸を一括取引に付したのに反し、他の商人は比較的少量の商品を小口に販売したところから、自然に生じた現象だと言える。⁽⁵⁶⁾即ち、売手にとって、パンカダ商法をとるのは、売値が比較的安値になるのを承知の上で、大量の商品を商う場合の利点を求めてこの仕法を用いた、と言うことが出来よう。

これに反して十七世紀初頭に渡来したスペイン船の場合は、取引の期間が季節風によって制約をうけるという点はポルトガル人と同じ条件であったが、わが国においてパンカダ仕法を採用することを望まなかった。理由としては、マカオのポルトガル人が「アルマサン」という一つの組織を通して日本との生糸貿易を行い、パンカダ商法をとりうる体制であったのに対し、マニラにはそのような組織がなかったこと。ポルトガル船は長崎という定まった入港地を持ち、そこは同時に日本イエズス会の根拠地でもあって、イエズス会士を仲介者にして日本側とパンカダ価格の交渉などを進めることが

出来たのに反し、スペイン人の場合はそのような条件が整っていなかったこと等があげられよう。このようなわけで、マニラ側はわが国ではパンカダ商法を望まず、またこの仕法によらずに、むしろポルトガル人のパンカダ価格よりも高値で生糸を販売して、相当の利益を上げることが出来たと言える。

そこで、スペイン船がわが国でとった商法の問題について言及している史料であるが、まず、一六〇七年三月一日付長崎発、セルケイラのジョアン・アルヴァレス宛ての書翰には次のように記述されている。

「マニラから大量の生糸がもたらされたのは、昨一六〇六年のモンスーンによってであった。それが多量であったので、マカオからもたらされた生糸の価格が非常に下落し、消息通はマカオ市の損失は五万タエル以上に上ることになる、と述べている。しかしながら、マニラのスペイン人の儲けも非常に少ないであろう。それどころか、彼等は生糸を満足に売ることが出来ない。なぜなら、中国からのナウ船でもたらされた生糸がスペイン人の生糸の価格をも下げたからである。また彼等は相当に不満を抱いている。というのは、本当のところ彼等はポルトガル人が行ったような取引をすることが出来なかったからである。即ち、ポルトガル人は日本全国の支配者である將軍 *Xoan* に対し、先年来行われてきたように、マニラの商人が自分達の生糸を、マカオのナウ船の生糸のパンカダによらずに、自由にその意向のまま売るのを許さないでほしい、と働きかけ、その通りの禁令を獲得した。スペイン人はこれに強く反発し、將軍のこの命令を廃止してもらおうと尽力してきたが、まだその望みを達していないので、生糸の販売が停止して行った。したがって、現在彼等は自分達から生糸をパンカダで買ってくれる買手が見つからず、当地で越冬するか又は舶載してきた生糸のかなりな部分をマニラに積み戻すかの危険がある。」⁽⁵⁷⁾

右の史料により、次の事実が判る。即ち一六〇五年以前においては、スペイン人はわが国で任意の仕法で生糸貿易を行ってきた——言い換えれば一括取引の商法をとらずに、日本人商人に個別に、ポルトガル人が長崎で生糸を売るパンカダ

価格よりいくらか高値で販売してきた。しかし一六〇六年に渡来したスペイン船については、ポルトガル人の側から幕府に対し、スペイン人も自分達と同じパンカダ価格による一括取引の商法をとるように命じてほしい旨の働きかけが行われ、その通り指令が出された。即ち一六〇六年以後は、スペイン人はポルトガル人の販売価格と同じ値段で一括して生糸を売らなければならないことになった。前に述べたように、スペイン人はいくつかの理由でわが国との生糸貿易にパンカダ仕法をとることを望まなかった。それ故、この幕府の指令に対しては抵抗を示し、その廃止をせまったが、幕府の許すところとはならなかった。そこでスペイン人はやむなくパンカダで生糸を売ろうとしたが思うように買手がつかず、このため一六〇六年夏に渡来したものが、北風を利用して日本から帰航することの出来るぎりぎりの翌一六〇七年三月になっても取引が成立せず、そのため更にもう一年日本に碇泊して有利な取引をはかるか、又は積荷をマニラに積戻るか二者択一をせまられることになった、といった事情を知ることが出来る。ここで問題になる点が二つある。第一に、ポルトガル人が一六〇六年に渡来したスペイン船の搭載する生糸の取引について、自分達と同じパンカダによるべきことを幕府に要請したのはなぜか、という疑問であり、第二に、スペイン人が幕府の命令に従いパンカダ仕法によって舶来した生糸を売ろうとしても、容易に買手がつかなかったのはどうしてか、という問題である。

第一の点は第二の点と関連を持っている。即ち、スペイン人がパンカダを強いられたためにその生糸に買手がつかず、打撃をうける破目に陥ったのであるから、競争者のスペイン人を排除しようとしたポルトガル人の思惑は、この限りでは凶に当たったことになる。ポルトガル人としては、わが国に対してパンカダ商法をとるだけの体制がととのわなかったためにこれを避けたがっていたスペイン人に対して、逆にこの仕法を強いることによって彼等に打撃を与えようとしたものではないであろうか。それに加えて、従来はスペイン人はわが国でパンカダによらずに取引していたために、同じ生糸を商うにもポルトガル人のパンカダ価格より多少高値で売ることが出来た、ということも、ここで考えに入れなければならないで

あろう。もしもスペイン人がわが国でパンカダ仕法を強制され、ポルトガル人と同じ価格で生糸を売らなければならないということになったならば、それは、マカオのポルトガル人よりは恐らく高い価格で生糸を手に入れていた筈のマニラのスペイン人にとって、重大な打撃になることであつたに相違ない。このような点をも見通した上で、ポルトガル人はスペイン人にもパンカダ商法をとらせるように幕府に働きかけたものと推測する。

それでは、ポルトガル人と同様のパンカダ仕法をとつたのに、スペイン人から生糸をパンカダで買入れる買手がつかないで彼等が困窮したのはなぜか、という疑問がわくが、この点については次のように推測する。即ち、先に述べたように、パンカダ商法をとるにはそれだけの条件を必要とした。わが国内においてはどのような条件を要したかという点、かなり大量の商品を一括して取引するわけであるから、日本側にもそれだけの用意が出来ていなければならない——即ち、何人かの商人によって何らかの形の組織が作られており、その代表の如き立場の者によって外国人商人と価格等の交渉を行う、という体制が出来ていなければならないわけである。これがポルトガル船と異なつてスペイン船の場合は、定まった碇泊地を持っているわけではないし、日本貿易の歴史も浅く、彼等から生糸を一括して買上げる日本側の体制がよくとつていなかったのであるか。それに加えて、長崎・マカオ間貿易における在日イエズス会士のような、取引交渉に當つての有能な仲介者を持たなかつたことも、スペイン人にとって大きな弱点であつたと言えよう。このようなわけで、一六〇六年に来航したスペイン船は、積荷の生糸の販売に當つてパンカダ商法をとるよう幕府から指令をうけたことによつて、取引に重大な支障をきたしたと言つてよい。このためマニラ側は、日本での取引にパンカダを適用しないように幕府に対して働きかけを行ったのは勿論である。即ち、サン・フランシスコ号に乗つて一六〇九年七月にフィリピンのカビテ港を發ちヌエバ・エスパニーヤに戻る途中、同年九月上総国に漂着した前フィリピン総督ドン・ロドリゴ・デ・ビペロが、同年十二月二十日付で家康と結んだ協定条約の中に、マニラの商品の販売に當つてはパンカダに付すことはしない、

という一項があるが、これはスペイン側からの強い要請によるものであったことは言うまでもない。この時ビベロが乗って来たサン・フランシスコ号の船長ファン・デ・セビコスは翌一六一〇年三月マニラに向け長崎を発ったが、彼はその年の夏にも、日本におけるスペイン貿易にパンカダを適用しないでほしいということを要請する使命をおびた総督の使者として、わが国に派遣されている。即ち、一六一〇年七月十六日付カビテ発、フィリピン総督ドン・ファン・デ・シルバの国王宛て書翰の中に次のように記述されている。

「今年私は陛下の貿易船も個人の貿易船も日本に送ることを望まなかった。ただ日本王国から渡来した商人の船の内の一艘で、カピタン・ファン・デ・セビコスを日本国王の許に派遣した。……(彼が日本国王に要請する三つの事柄の内)の第二点は、陛下の船であれ個人の船であれ、このフィリピン諸島の貿易船がもたらす生糸その他の商品は、日本からフィリピンにもたらされる商品に対してとられているのと同様、パンカダによらずに自由に日本で売ることが出来るようにしてもらいたい、という点である。」⁽⁵⁸⁾

スペイン側は、このように、日本での生糸の取引にパンカダ価格による一括取引の商法を強制しないよう、日本政府にくだい程念を入れて要請している。そして幕府はこのようなマニラ側の強い要望をうけいれ、一六一二年に来航した船についてはパンカダによらない取引を許可した。即ち一六一三年三月二十日付長崎発、セルケイラの国王宛て書翰に次のように記述されている。

「(一六一二年に渡来したマカオのナウ船は) 妥当な価格で商品売って既に中国に帰航した。尤も、主要商品である生糸のパンカダ価格は期待されたより安値であった。しかしるモンズーンではこのナウ船の生糸以外にも、マニラから大量に生糸がもたらされたので、これ以上の価格は不可能であった。もたらされた生糸が余りに大量であったので、スペイン商人は、自分達の生糸をパンカダによらずに勝手に売ることが許されていたにも拘らず、利益が乏しかった。」⁽⁵⁹⁾

ところで幕府のとった態度であるが、最初はポルトガル側の要望にこたえてスペイン船の生糸取引にパンカダ仕法を命じておきながら、僅か数年後には一転スペイン側の利益をはかって、その希望通りパンカダによらない取引を許可したのはなぜであろうか。この点については、その当時の長崎・マカオ間貿易の推移からある程度推測することが出来る。即ち、幕府が漂着したビベロとマニラの商品の販売に当ってはパンカダに付すことはしない、という一項を含む協定を結んだ一六〇九年十二月は、丁度長崎においてポルトガルのナウ船ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号の焼討が行われる直前であって、ポルトガル貿易に重大な支障が生ずる恐れがあった時期である。またこの事件が勃発した主な原因の一つは、長崎奉行がポルトガル人の利益を抑えようと図って、このグラッサ号に対して先方の不利になる新奇な仕法を押しつけようとしたこと⁽⁶²⁾にあった。このような時期に当って、ポルトガル人を牽制するためにも、生糸輸入の拡大をはかるためにも、幕府がスペイン人に対して好意的な態度をとるのは、充分考えられることであつた。それに加えて、ビベロとの協定に盛り込んである通り、当時家康は、スペイン人のもつ銀鋳採掘と精錬の技術の導入を非常に希望していたということも、考へに入れなければならぬであろう。

六

わが国とマニラの間の貿易は、いろいろな要因が重なって十七世紀に入ってから急速に伸展し、期間は短かいがかなりな規模の取引が行われた。一六一〇年代の後半から二〇年代の初めにかけての、スペイン貿易が禁止される直前の時期における取引については、史料を見出すことが出来なかつた。そのためここではごく限られた期間にすぎないが、わが国のスペイン貿易をとり上げ、マカオのポルトガル人や日本イエズス会との利害関係・十七世紀に入って発展した要因・貿易の規模・その仕法とパンカダとの関連等について若干の考察を試してみた。史料不足で推測に頼らざるをえなかつた箇所も

少くない。いろいろな点でお教えを仰ぎたい。

註

- (1) 一五九〇年以前については、岡本良知先生の優れた研究「一五九〇年以前に於ける日本フィリピン間の交通と貿易」〔史学〕十四ノ四所収、昭和十一年)がある。この時期はその航海と貿易を日本人が独占したのに対し、その後は彼我両方より船が往来し貿易が行われた。以下この報告では十七世紀初頭に行われたマニラのスペイン船による日本貿易のみを取り上げた。
- (2) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 21-1, f. 169v.
- (3) Leo Magnino, Pontificia Nipponica, parte prima, Romae, 1947, pp. 68-71; Léon Pégés, Histoire de la Religion Chrétienne au Japon, annexes, Paris, 1870, pp. 82-85.
- (4) スペイン船の渡来ではないが、日本船がマニラに赴いて生糸等を舶来することに対してマカオのポルトガル人が脅威を感じた有様については、既に一五九五年にフライ・ジェロニモ・デ・ジェズスが日本からフィリピン総督ルイス・ペレス・ダスマリーニャスに送った書翰に「マカオのポルトガル人は、日本船が頻繁にマニラに赴いて生糸その他の商品をもたらし、それがために商品の価値が低下するのを見て、これを妨害すべく大いに努力している。」云々と見えてくる。(Francisco Colin & Pablo Pastells, Labor Evangelica, t. II, Barcelona, 1900, p. 693. — 岡本良知、前掲論文、四三三頁)。
- (5) Real Academia de la Historia, Cortes 565, f. 52. (東京大学史料編纂所架蔵の複製写真による)。
- (6) Jap. Sin. 21-1, f. 139v.
- (7) Cortes 566, f. 265.
- (8) Cortes 566, f. 265.
- (9) Cortes 566, ff. 261, 262.
- (10) Cortes 566, f. 257v.
- (11) Jap. Sin. 15-1, f. 144.
- (12) Jap. Sin. 15-1, f. 144v.
- (13) 日本とフィリピン間の交通が教・俗両面でポルトガル及びポルトガル系イエズス会に大きな弊害が及ぶことを国王に訴えたのは、何もこれら在日イエズス会士のみではなかった。ポルトガルのインド審議会などもこの点強い要求を出している。一六〇五年五月十二日付バリャドリッド発、同インド審議会の国王宛て文書はその一例である。(Archivo General de Indias, Filipinas 4, Ramo 1.)
- (14) Cortes 566, f. 251.
- (15) Francisco Colin & Pablo Pastells, op. cit., t. III,

Barcelona, 1902, p. 201.

(19) Jap. Sin. 15-II, f. 178v.

(21) Benjamin Videira Pires, *A Viagem de Comércio Macau-Manila, nos séculos XVI a XIX, Boletim do Instituto Luis de Camões*, vol. V, n.os 1 e 2, Macau, 1971, p. 10; C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, Lisboa, 1959, pp. 73, 74.

(22) William Lytle Schurz, *The Manila Galleon*, New York, 1959, p. 131.

(23) Archivo General de Indias, Filipinas 18, Ramo 4, No. 103.

(24) 東・西両インドの間の貿易を厳禁するよう国王に求めたポルトガル側の記録は数多く残されている。

(25) Cortes 566, f. 251; C. R. Boxer, *op. cit.*, p. 75.

(26) *Ibid.*, p. 75.

(27) 岡本良知、前掲論文、四三頁。

尚このような中国船によるフィリピン貿易の増大を背景に、一五九三年一月十一日付でスペイン国王フェリペ二世により、中国人のもたらす商品についてはマニラでパンカダ即ち一括取引によって買い入れるようにとの勅令が發布されている。(Recopilacion de Leyes de los Reynos de las Indias, lib. VIII, tit. XXXXV, ley XXXVIII; Alejandro Valignano & José Luis Alvarez=Taladriz, *Sumario de las Cosas de*

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

Japón, Tokyo, 1954, Introducción, p. 46.) の勅令を E.

H. Blair & J. A. Robertson, *The Philippine Islands*, vol. 17, p. 32; vol. 25, pp. 141, 142. に英訳されている。

林基氏による紹介されている。「パンカダについて」、『社会経済史学』十三ノ十一・十三所収、昭和十九年、七二・七三頁。一五九六年一月二十五日にも、中国船に対して従来通りのパンカダ商法を今後も続けるようにとの勅令が發布されている。

(Recopilacion, lib. VIII, tit. XXXXV, ley XXXV; Blair & Robertson, *op. cit.*, vol. 17, p. 28. — 林基、前掲論文、七四頁)。

(28) C. R. Boxer, *op. cit.*, p. 74; Benjamin Videira Pires, *op. cit.*, p. 15. 「大航海時代叢書 VII、モルガ、フィリピン諸島誌」一九六六年、岩波書店、三八七頁。

(29) 「大航海時代叢書 VII、モルガ、フィリピン諸島誌」三八八頁。

これら中国からの輸入品に課した関税はマニラ政庁の大きな収入になった。「大航海時代叢書 VII、モルガ、フィリピン諸島誌」三八九頁。 Benjamin Videira Pires, *op. cit.*, p. 15; Blair & Robertson, *op. cit.*, vol. 25, p. 113. — 林基「近世東洋に於ける西葡關係の一史料」、『社会経済史学』十四ノ五所収、昭和十九年、五二頁)。

(30) Benjamin Videira Pires, *op. cit.*, p. 15; Schurz, *op. cit.*, p. 132.

- (27) Blair & Robertson, *op. cit.*, vol. 25, pp. 111-113. (林基「近世東洋に於ける西葡関係の一史料」四五・五〇・五一頁)。
Schurz, *op. cit.*, p. 132.
- (28) *Ibid.*, p. 132.
- (29) Colin & Pastells, *op. cit.*, t. III, p. 357. (C. R. Boxer, *op. cit.*, p. 74.)
- (30) Schurz, *op. cit.*, p. 132.
- (31) マニラとこれらの地域との交易の有様については、「大航海時代叢書Ⅶ、モルガ、フィリピン諸島誌」三八五—三九五頁に記述されている。
- (32) Benjamin Videira Pires, *op. cit.*, pp. 14, 15.
- (33) 「大航海時代叢書Ⅶ、モルガ、フィリピン諸島誌」三九一—三九二頁。C. R. Boxer, *op. cit.*, pp. 72, 73.
- (34) *Ibid.*, p. 73.
- (35) レオン・パジェス著、吉田小五郎先生訳「日本切支丹宗門史」上巻、昭和十四年、岩波書店、二五頁。ロレンソ・ペレス著、野間一正訳「ベアト・ルイス・ソテローロ伝」一九六八年、東海大学出版会、二九頁。
- (36) 村上直次郎「増訂異国日記抄」昭和四年、駿南社、二三八—二四〇頁。
- (37) 同右、二四三—二四五頁。
- (38) レオン・パジェス著、吉田小五郎先生訳、前掲書、上巻、八二・八三頁。村上直次郎、前掲書、二五三—二五六頁。
- (39) Cortes 566, ff. 165-167v.
尚この朱印状のポルトガル語訳文は Lorenzo Perez, *Apostolado y Martirio del Beato Luis Sotelo en el Japon*, Madrid, 1924, p. 48. (野間一正訳、前掲書、三三・三四頁)に印刷されている。またそのフランス語訳は Léon Pagés, *op. cit.*, première partie, Paris, 1869, p. 67. (吉田小五郎先生訳、前掲書、上巻、九八・九九頁)に掲載されている。
- (40) 村上直次郎、前掲書、二五八・二五九頁。
- (41) ここでは野間一正氏の訳文によった。
- (42) L. Perez, *op. cit.*, p. 44. 野間一正訳、前掲書、三〇頁。
- (43) Archivo General de Indias, Filipinas 7, Ramo 2, No. 47.
- (44) 一五八〇年代から九〇年代にかけて、マニラ当局がわが国に対していかに強い警戒心を抱き、その対策に苦慮していたかは、その当時フィリピン総督等の関係者が書残した文書から明らかである。数多くの関係史料がセビーリャのインド綜合文書館に架蔵されている。
- (45) 村上直次郎「日本と比律賓」昭和二十年、朝日新聞社、一五一—一五四頁。
- (46) 同右、五〇・五一頁。同「増訂異国日記抄」二四五・二四六頁。
- (47) Archivo General de Indias, Filipinas 7, Ramo 2, No. 47.

- (48) Cortes 565, f. 52. (東京大学史料編纂所架蔵の複製写真に
よる)。
- (49) Jap. Sin. 21-1, f. 139v.
- (50) Archivo Portuguez-Oriental, fasciculo 1.º, 2.ª ed.,
Nova-Goa, 1877, pp. 205, 206. (岡本良知「十六・七世紀日本
関係公文書」, 「日葡交通」第二輯所収, 昭和十八年, 東洋堂,
二〇七—二〇九頁に原文と邦訳が掲載されている)。
- (51) Cortes 566, f. 261v.
- (52) Archivo General de Indias, Mejico 2488.
- (53) Cortes 566, f. 257v.
- (54) Blair & Robertson, op. cit., vol. 25, pp. 119, 120. (林
基「近世東洋に於ける西葡関係の一史料」四五・五四・五五頁。
同「パンカダについて」七五頁)。Schurz, op. cit., p. 78.
- (55) 例えば一六一三年二月十一日付河内浦発、平戸オランダ商
館長ヘンドリック・ブルーワールのバタバヤ総督ピーテル・ボッ
ト宛ての報告書には次のように記述されている。
- 「本年、(ポルトガル人が生糸を一括して販売する)パンカダは
一ピコルにつき一五〇テール、即ちデユカットに達しました。
これは普通の銀貨で通常の重量によれば、約一八〇デユカット
にあたるもので、カスチリヤ人、シナ人およびオランダ人はこ
の価格から自由でありますので、彼らの商品を二〇〇乃至二一
〇(テール)に売却しました。」(「大日本史料」第十二編之十、
二〇四・二一二頁に原文と邦訳が収録されている。ここでは加

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

- 藤栄一「成立期の糸割符に関する一考察」, 「日本社会経済史研
究」近世編所収, 昭和四十二年, 吉川弘文館, 七七頁に掲載さ
れている訳文によった)。
- またアビラ・ヒロンも「(生糸は)今年は三百タエス、パンカー
ダで二五〇タエスの価格であった」云々と記述している。(「大
航海時代叢書XI、アビラ・ヒロン、日本王国記」一九六五年、
岩波書店、六六頁)。
- (56) この点については、高瀬「教会史料を通してみた糸割符」,
「社会経済史学」三十七ノ五所収, 昭和四十七年, 一七・一八
頁を参照していただきたい。
- (57) Jap. Sin. 21-1, f. 139v.
- (58) 村上直次郎「ドン・ロドリゴ日本見聞録」, 昭和四年, 駿
南社, 二一七頁。同「日本と比律賓」一五六頁。
尚慶長十五年一月九日(一六一〇年二月二日)付で結ばれた日
本とスペインの間の平和協定条項の中にも同じ趣旨の一項があ
る。(村上直次郎「ドン・ロドリゴ日本見聞録」, 一四一・一四
二頁)。
- (59) 村上直次郎「増訂異国日記抄」五一頁。
- (60) Archivo General de Indias, Mejico 2488.
- (61) Cortes 566, f. 257v.
- (62) 高瀬、前掲報告、二一・二二頁を参照していただきたい。